

自治体財政健全化法における個別外部監査

—個別外部監査報告と財政健全化計画の比較検証—

道井 渉

I はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）における財政の健全化を示す健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の公表が制度化され、その比率により自治体財政の早期健全化又は財政再生を実現するための計画策定が求められるようになり、当該計画を策定するに当たり個別外部監査の実施が義務付けられた。

本稿では、自治体財政の早期健全化に向けた動きを、外部監査報告及び健全化計画を分析することにより整理を行い、財政健全化に向けた外部監査のあり方を考察する。

II 健全化法における外部監査制度と財政健全化計画

1. 健全化法における外部監査導入の目的

健全化法において、個別外部監査については、第26条第1項で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の監査の特例として規定され、財政健全化計画等を定めなければならない自治体の長は、計画を定めるに当たってあらかじめ、財政健全化のために改善が必要と認められる事務執行につき、監査委員に対し自治法第199条第6項の監査の要求をしなければならないものとし、この場合、自治法上の外部監査の規定について必要な読替を行うものとされている¹。

1 健全化法第26条第1項による読み替え後の自治法第252条の41第1項の規定は「地方公共団体の財政の

健全化計画等の策定に当たり個別外部監査を義務付けている趣旨は、健全化指標を上回るに至った行財政運営に関わりのない専門的な第三者の見地から必要な指摘を受ける責務を負わせることにより、財政健全化に関し問題があると思われる事項について徹底した原因究明を行うことにあるとしている²。健全化法における個別外部監査の規定は、自治法第252条の41の読替であり、監査内容は、事務の執行に関することであれば特に制限はない。財政状況悪化の要因は各自治体により大きく異なるため、多様な視点からその原因究明と改善に資するための外部監査人の専門的知見による指摘を受けるためには、現行の個別外部監査制度を準用することでその目的は達成され、また、健全化法独自の制度設計を行うよりも効率的であるためと考えられる。

2. 健全化法における早期健全化団体指定の状況と個別外部監査の概要

平成21年11月30日に総務省から「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」が公表され、平成20年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である自治体（以下「健全化団体」という。）は、21自治体であった（財政再生基準以上である北海道夕張市は、本稿では除外している）。その内訳は、実質公債費比率のみ早期健全化基準以上であるものが18自治体、将来負担比率のみ早期健全化基準以上であるものが1自治体、2つの比率（連結実質赤字比率と将来負担比率及び実質赤字比率と実質公債費比率）が早期健全化基準以上であるものが2自治体であった。健全化団体は、健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政の早期健全化のための計画（以下「健全化計画」という。）を定める必要がある（健全化法第4条第1項）、健全化計画を定めるに当たっては、個別外部監査が義務付けられている（健全化法第26条第1項）。そのため、健全化団体である21自治体については、外部監査人から監査結果報告を受けた上で、健全化計画を策定することとなった。

健全化団体となった自治体において、健全化判断比率の公表から健全化計画策定までの期間は、実質的には半年程度しかなく、総務省も「財政健全化計画の策定等に当たっての留意事項について」（平成21年4月1日付け総財務第109号総務省自治財政局財務調査課長

健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第26条第1項の規定に基づく第199条第6項の要求に係る監査について、同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、同項の要求と併せて、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。」となる。

2 総務省（2009b）p.1

通知)を自治体に対して出し、健全化計画策定手続の進行管理について注意を促している。

また、個別外部監査の実施についても、当該通知において「第六 個別外部監査契約に基づく監査」として別途記載されている。健全化法第26条は、自治法の準用を行う規定であるため、自治法に規定されている個別外部監査契約に関する手続（自治法第199条第6項、第252条の41など）を経る必要がある。

3. 健全化法に基づく個別外部監査の実施状況

健全化法における個別外部監査のテーマは、自治体の財政状況悪化の内容に応じて長が選定するが、テーマ設定については監査対象の会計や事務の内容を特定し、その特定した内容に係る事務の執行について個別外部監査を要求しなければならず³、総務省も、監査テーマの参考例を示し⁴、テーマを特定するよう求めている。一方、個別外部監査報告の様式については、健全化法等の法令では特に規定がないため、報告書の記載方法については統一されていないが、日本公認会計士協会が監査結果報告書等の記載例⁵を示しているので、健全化団体21自治体の個別外部監査結果を比較検討するため、本稿では当該記載例を目安にして個別外部監査報告書の内容の分析を行った（健全化団体の状況については、次頁「表1 早期健全化基準以上の自治体の状況」を参照されたい。）。

(1) 監査テーマ

監査テーマは、大別して2つに分けることができる。健全化判断比率が早期健全化基準以上となった原因全般についてテーマ設定しているものと、具体的な事項にテーマを絞っているものである。前者は、「実質公債費比率等にかかる事務執行等に関する事項について」（浜頓別町など）や「実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上となった要因及び関連事務について」（座間味村）など、比率が早期健全化基準以上になった点そのものに関する事となっており、12自治体がこのようなテーマを設定している。後者は、「住宅事業について」（歌志内市）、「公共施設の建設及び管理運営に関する事務の執行について」（泉佐野市）や「一般会計等から他会計に対する繰出金・補助金等の適正化について」（香美町）など、特定の事業を対象としているもので、9自治体が特定のテーマを設定し

3 総務省（2009a）p.9、総務省（2009b）p.1

4 総務省（2009b）p.5

5 日本公認会計士協会（2003）pp.13-14 Q33の回答

表1 早期健全化基準以上の自治体の状況

自治体名	早期健全化基準以上である比率				監査テーマ	監査報告の 計画反映	計画 期間	計画 状況		
	平成20年度決算	平成21年度決算	増減							
北海道歌志内市	実質公債費	26.8%	—	23.3%	-3.5%	住宅事業	特定	あり	H21	完了
北海道江差町	実質公債費	28.6%	実質公債費	27.7%	-0.9%	実質公債費比率等の改善に関する事務	全体	あり	H21-H22	継続
北海道由仁町	実質公債費	26.4%	実質公債費	27.4%	1.0%	実質公債費比率を25%未満にするための財政計画の実現可能性	特定	あり	H21-H24	継続
北海道浜頓別町	実質公債費	28.2%	—	24.5%	-3.7%	実質公債費比率等にかかる事務執行等に関する事項	全体		H21	完了
北海道中頓別町	実質公債費	28.3%	実質公債費	25.6%	-2.7%	実質公債費比率等にかかる事務執行等に関する事項	全体		H21-H22	継続
北海道利尻町	実質公債費	26.2%	—	22.9%	-3.3%	実質公債費比率に係る事務執行等に関する事項	全体	あり	H21	完了
北海道洞爺湖町	実質公債費	29.8%	実質公債費	28.3%	-1.5%	①実質公債費比率が25%を超え「早期健全化団体」になった要因 ②町独自の財政健全化計画による財政構造改革の実効性	全体		H21-H24	継続
青森県大鰐町	将来負担	392.6%	将来負担	367.0%	-25.6%	将来負担比率の改善計画に関する事務の執行	全体	あり	H21-H24	継続
山形県新庄市	実質公債費	25.9%	—	23.5%	-2.4%	財政健全化法に定める財政健全化計画	全体		H21	完了
福島県双葉町	実質公債費	29.4%	実質公債費	26.4%	-3.0%	実質公債費比率引き下げのための取組	全体	あり	H21-H22	継続
群馬県嬬恋村	実質公債費	26.7%	—	24.7%	-2.0%	実質公債費比率が早期健全化基準を超えた要因と分析	全体	あり	H21-H22	完了
長野県王滝村	実質公債費	32.1%	—	23.0%	-9.1%	王滝村観光施設事業会計の運営	特定		H21-H22	完了
大阪府泉佐野市	連結実質赤字	26.2%	—	—	—	公共施設の建設及び管理運営に関する事務の執行	特定	あり	H21-H39	継続
	将来負担	393.5%	将来負担	372.5%	-21.0%					
兵庫県香美町	実質公債費	26.6%	—	24.6%	-2.0%	一般会計等から他会計に対する繰出金・補助金等の適正化	特定		H21	完了
奈良県御所市	実質赤字	16.3%	—	10.3%	-6.0%	累積赤字の発生原因	特定	あり	H21-H25	継続
	実質公債費	25.8%	実質公債費	25.6%	-0.2%					
奈良県上牧町	実質公債費	26.4%	実質公債費	26.8%	0.4%	集中改革プランに基づく財政健全化事務	特定	あり	H21-H22	継続
鳥取県日野町	実質公債費	30.2%	実質公債費	27.0%	-3.2%	地方債の発行状況	特定		H21-H25	継続
高知県安芸市	実質公債費	27.6%	—	24.5%	-3.1%	健全化判断比率・算定基礎書類作成・財政健全化計画書作成が適正かどうか	全体		H21-H22	完了
沖縄県座間味村	実質公債費	27.4%	実質公債費	26.8%	-0.6%	実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上となった要因及び関連事務	全体	あり	H21-H24	継続
沖縄県伊平屋村	実質公債費	29.0%	実質公債費	26.3%	-2.7%	①起債事業（ハコ物）に係る事業事務 ②収入未済額の徴収管理に係る事務	特定	あり	H21-H22	継続
沖縄県伊是名村	実質公債費	27.4%	実質公債費	28.4%	1.0%	実質公債費比率が早期健全化基準以上となった原因および事務	全体	あり	H21-H23	継続

（出所）総務省「健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（平成20年度・21年度決算）、各健全化団体の個別外部監査報告及び財政健全化計画書をもとに筆者作成

ている。

健全化判断比率別にテーマを比較すると、実質公債費比率が早期健全化基準以上である19自治体のうち、特定のテーマを設定しているものが8自治体（歌志内市・由仁町・王滝村・香美町・御所市・上牧町・日野町・伊平屋村）あり、残りは「実質公債費比率にかかる事務執行」といった、自治体の事業全体にまたがる広範なテーマとなっている。これは、実質公債費比率を大きくする要因が起債に係る債務であり、起債事業が広範なものとなっている点が挙げられる。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率のいずれかが

早期健全化基準以上である大鰐町及び泉佐野市は、いずれも特定のテーマを設定している。御所市は、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因を特定することが困難であったことから、「累積赤字の発生原因」を監査のテーマとしている。

健全化法第26条が準用している自治法第252条の41の個別外部監査における対象については、あくまで終了した事務執行について監査を行うことを想定している。健全化法では、要求する監査内容が「財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について」とされているため、対象が広範囲に及び、漫然なものとなることもあり得ることが想定されるが、そもそも、財政状況の分析が不十分で、健全な財政運営が困難であった結果、健全化団体となったのであり、外部監査の実施が義務付けられた自治体が、果たして財政悪化の原因を精査し、外部監査人に要求する内容を適切に絞り込むことができるのが問題となる。財政状況が早期健全化基準に近い自治体は、今後、少なくとも健全化法が求める個別外部監査の水準程度の財政状況分析を実施しておく必要がある。

総務省も、財政健全化に関しての問題事項の原因を追究するため、監査テーマについて、対象となる会計や事務を特定するよう求めており、健全化団体は、外部監査人に対して監査を要求する段階で問題点を分析・把握し、それを踏まえた上でテーマ設定を行わなければならない。しかし、長が問題点を把握して監査テーマを設定したことを具体的に記載している監査報告書は、江差町、王滝村、泉佐野市、御所市の4自治体であり、他自治体の報告書に記載は見られない。

健全化法に基づく個別外部監査のテーマは長が要求するものであり、監査を行うに当たっての前提となるものであるので、そのテーマが選ばれた理由は、報告書に記載しておくほうが望ましいと思われる。

(2) 監査対象

監査対象については、実質公債費比率が早期健全化基準以上である自治体では、公債費増加の要因となった事業や公債費の現状などを対象としているものが多い。連結実質赤字比率及び将来負担比率が早期健全化基準以上である泉佐野市では、テーマを公共施設と特定しているため、公共施設の建設・建替計画や設置運営などを対象としている。将来負担比率が早期健全化基準以上である大鰐町では、将来負担比率の算出に大きな影響を及ぼしているものとして、公営事業特別会計（休養施設事業・温泉事業・病院事業など）や土地開発公社、第三セクター（大鰐町地域総合開発株式会社・財団法人大鰐町開発公社）など、

普通会計以外の会計や団体を対象としている。総務省は、将来負担比率に関する監査テーマ例として、第三セクター等への損失補償債務等に係る一般会計等将来負担見込額の将来負担額全体に占める割合が高い場合には、当該第三セクターに対する財政援助に関する事務を挙げており、大鰐町のテーマはこれに沿ったものといえる。実質赤字比率及び実質公債費比率が早期健全化基準以上である御所市では、累積赤字が発生した時期やその原因などを対象としている。具体的な事項に監査テーマを絞っている自治体では、住宅事業の現状（歌志内市）、従前に策定した独自の財政計画の実現性（由仁町）や集中改革プランの実施過程（上牧町）など、監査対象も絞られていることが多い。

監査対象を、自治体が算定した健全化判断比率そのものや算定の基礎となる財務書類としている監査報告書もあった⁶。健全化法では、長による健全化判断比率等の公表に先立ち、監査委員が比率等とその算定の基礎となる書類を審査し、それらに対する意見を付けて議会に報告することとなっている（第3条第1項）。すなわち、健全化判断比率が適切に算定されているかどうかは、すでに監査委員により審査されており、これをさらに個別外部監査で取り上げるのは非効率であり、また、監査委員の審査権を侵す可能性もあると考えられる。また、健全化法に基づく財政健全化計画書を監査対象としているものもある⁷が、健全化法の趣旨としては、外部監査の指摘事項を踏まえた上での健全化計画の策定を求めており⁸、適切とはいえない。

4. 健全化計画の内容

健全化計画は、早期健全化を図るため必要最小限の期間内に、実質赤字額がある場合には歳入と歳出の均衡を実質的に回復すること、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にはそれらを早期健全化基準未満にすることを目標に策定するものである（健全化法第4条第2項）。

健全化計画に記載する事項は、健全化判断比率を計画的に改善する方策とともに、事務事業の見直し、組織の合理化等歳出の削減措置と、地方税、使用料等歳入の増収措置等により計画的な財政構造の改善を図り、健全化団体の健全かつ持続的な財政運営を確立する

6 由仁町「個別外部監査報告書」p.6、利尻町「利尻町個別外部監査報告書」p.16、洞爺湖町「個別外部監査報告書」p.8、安芸市「平成21年度個別外部監査報告書」別紙 p.2など。

7 安芸市「平成21年度個別外部監査報告書」本文に「財政健全化法の規定による財政健全化計画書が適正に作成されているかどうか、を主眼として監査を実施した。」とある。

8 総務省（2009a）p.5

ための基礎となるべき方策について定めるものであるとされている⁹。また、記載項目についても個別にその記載内容が示されており¹⁰、健全化計画が抽象的なものではなく、数値等に基づく具体的な取組を明確にするよう求められている。

健全化団体が策定した健全化計画を検証すると、計画期間については、最短が1年間で6自治体、2年間で7自治体、3年間で2自治体、4年間で3自治体、5年間で2自治体、最長が19年間の1自治体であった。健全化指標を健全化基準未満とするための方策として挙げられていた項目では、実質公債費比率が早期健全化基準以上であった自治体が健全化団体の大多数を占めるため、「繰上償還の実施」が最も多く14自治体、「公的資金補償金免除繰上償還」を挙げている自治体も8あり、起債残額の早期償還を目指す傾向が顕著となっている。そのほか、「地方債の発行抑制」や「人件費等経常経費の削減」、「債権の徴収強化」を挙げた自治体も多かった。

Ⅲ 健全化団体における個別外部監査結果の健全化計画への反映状況

健全化法に基づく個別外部監査の結果については、健全化計画に反映されるべきものである。本節では、個別外部監査結果が健全化計画にどの程度反映されているのかを、各健全化団体の個別外部監査結果報告書と、財政健全化計画書、財政健全化計画の平成21年度実施状況（財政健全化完了報告書を含む。）の内容を比較して検証を行った。

健全化団体には健全化計画策定前に個別外部監査を実施する義務があり、個別外部監査人から当該監査の結果に関する報告が長に対して提出されるが、その報告にしたがって措置を講じる義務については、健全化法では規定されていない。したがって、健全化計画の策定には影響をあまり持たないといってもよい。平成21年度に健全化法に基づく個別外部監査を実施した健全化団体21自治体のうち、健全化計画に監査報告書の内容を反映していない自治体が8あった。特に、健全化計画を1年間で完了した8自治体（以下「計画完了団体」という。）のうち、健全化計画に反映していたのは3自治体に過ぎない。また、計画完了団体のうち、地方債の繰上償還を実施したのが7自治体あり、それらの自治体では健全化計画に示した効果額に占める繰上償還額の割合が7割を超え、うち2自治体で効果

9 総務省（2009a）p.3 第三1（1）

10 詳細は総務省（2009a）pp.4-7 第三3を参照

額全額を繰上償還額が占めていた。

以上のことから、短期間で健全化計画を完了した自治体では、個別外部監査結果の内容はあまり重視されず、そのため健全化計画にも反映されない傾向があり、また、繰上償還により公債費を削減することにより早期健全化基準をクリアしたことがわかる。しかし、健全化判断比率が早期健全化基準をクリアしているからといって、財政が健全であるということを証明しているわけではない。早期健全化基準をクリアしておくのは、むしろ当然であり、健全段階であっても満足せず、財政健全化の目標を、財政指標等を含めて具体的、自主的に設定し、健全な財政状態を維持するための不断的努力を継続することが重要である¹¹。

個別外部監査結果の内容を健全化計画に反映している自治体であっても、具体的な項目に数値を示して反映している自治体もあれば、抽象的な表現で記載する程度の自治体もあり、その内容には大きな開きがある。これには2つの理由が考えられる。

第1に、健全化団体の個別外部監査に対する意識の差である。個別外部監査を、健全化法で規定されているのでやむを得ず実施しているのか、抜本的な財政健全化に取り組む好機と考えて積極的に取り入れようとしているのかによって大きく異なる。

第2に、個別外部監査報告書の内容の差である。健全化計画に内容を具体的に反映されている個別外部監査報告書は、その内容が詳細で、健全化団体の問題点や改善点についても的確に指摘しているものが多い。一方、健全化計画に監査内容の反映が少ないか、あるいは見当たらない健全化団体の個別外部監査報告書は、その内容が抽象的であったり、指摘事項が不明確であるものが見受けられた。個別外部監査は、健全化計画策定にとって重要なものであるが、監査結果報告の内容に大きな格差が生じるということは、個別外部監査人の理解やスキルにも問題があるということである。

個別外部監査を健全化計画策定時において有効に活用するためには、外部監査人の、健全化法や健全化団体に対する理解と、自治体が外部監査報告の内容を詳細に分析・理解を行い、積極的に活用して、財政健全化に役立てていこうとする姿勢が重要である。

11 小西 (2008) p.126

IV 健全化法に基づく個別外部監査の現状と課題

健全化法における個別外部監査は、健全化計画策定を定めるに当たって、健全化団体の「財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について」行われるものである（第26条第1項）。これは、外部専門家の視点を入れることで健全化に向けた課題的確な把握が重要であるとの考えから導入されたものである¹²が、外部監査人はどのような認識で当該監査を実施しているのであろうか。健全化団体に提出された個別外部監査報告書には、「実質公債費比率が高くなった原因を的確に分析し（略）、地方行政改革に寄与し得る提案型の監査を行う」（江差町）、「財政状況の悪化の要因を分析し、健全化等に向けた課題を抽出することがその役割であり（略）財政健全化計画等の策定に当たりアドバイスを求めるものである」（大鰐町）、「財政状況の悪化要因を分析し、健全化に向けた課題を抽出して、その課題への対応策、改善策やそのための留意すべき事項などを明らかにし、健全化計画策定の際に役に立つ事項を提案することが役割である（略）。健全化計画書〈素案〉そのものの当否を監査するのではなく（略）、健全化計画書〈素案〉の実現可能性などの妥当性を判断するものでもない」（泉佐野市）、「繰出金・補助金等を一般会計等が支出する原因となった他会計の経営状況について多面的な調査・分析を行い、その適正化を図るための諸課題を抽出することを目的とする」（香美町）などと記載されている（下線は筆者）。外部監査人にとっては、「提案」、「課題抽出」、「アドバイス」などが目的であり、計画案そのものの当否や、実現可能性などの判断が目的ではない。すなわち、健全化法に基づく個別外部監査は、健全化計画の妥当性ではなく、計画の基礎又は作成過程の信頼性の監査¹³であるといえ、また、いわゆる「監査」というものではなく、「コンサルティング」に近いものであるともいえる。

健全化法に基づく個別外部監査の実施上の課題としては、3点挙げることができる。

1点目は、監査を実施できる期間が短いということである。健全化判断比率が早期健全化基準以上であることが判明すれば、健全化団体は年度末までに健全化計画を策定する必要があり、スケジュールを考えると外部監査人が当該健全化団体の状況をあまり理解しないまま監査を実施することもあり得る。そうなれば、健全化計画の策定に反映できるような、精緻な監査結果を報告できないということになりかねない。

12 森田（2008）p.17

13 鈴木（2008）p.267

2点目は、外部監査を実施できる資格者の確保が困難であるということである。自治法第252条の28の規定で、外部監査契約を締結できる者は、弁護士、公認会計士又は監査実務精通者となっており、例外的に税理士が認められている。しかし、公認会計士等はどうしても地理的に偏在しており、事実、平成21年度の健全化団体21自治体のうち、個別外部監査人が例外とされる税理士であった自治体は9と、4割を占めている。外部監査人の確保が困難であれば、やはり監査報告書の質の低下は免れない。

3点目は、健全化指標など健全化法に基づく統一的な基準は存在しているものの、統一的な運用を担保するための法的手段がないという問題である¹⁴。監査テーマの設定など、監査実施に関しては総務省からも一定の指針等が示されているが、監査結果を健全化計画に反映させる義務は存在しないため、健全化法に基づく個別外部監査が中途半端な状態となっている側面があることは否定できないであろう。

V おわりに

健全化団体における個別外部監査と健全化計画との関係については、健全化計画期間の長短にかかわらず個別外部監査を義務付けているため、1年間で計画が完了する健全化団体を中心に、監査結果が反映されないという状態が見受けられた。これは、特に、過去3ヵ年の平均数値を使う実質公債費比率については、翌年度に早期健全化基準未滿となることが確実に予測できるため、早期健全化基準をクリアするというためだけの健全化計画を策定することに対してのモチベーションが上がらなかったためではないだろうか。また、健全化計画策定までのスケジュールが非常に過密で、外部監査結果を計画に反映させることが困難であったという事情があり、また、反映を義務付けられていないということも要因として挙げられるだろう。また、個別外部監査に対する自治体側の取り組み姿勢の差も大きかった。個別外部監査は、実施するだけでは意味がない。結果をどう分析し、どのように活用していくのが重要なのである。健全化計画の実施期間の長短等により個別外部監査の実施義務を免除したり、あるいは、健全化計画策定時だけでなく、健全化計画の実施状況をチェックするための監査の実施ということも検討の余地があると思われる。監査とは、あくまで事後のチェックであるべきで、計画策定段階よりも、むしろ計画の進行

14 木村(2008) p.37

管理のために利用するほうが、より効果を上げることできるのではないだろうか。

参考文献

- 木村琢麿（2008）「地方財政健全化法の２段階スキームをめぐる諸問題」『ジュリスト』11月1日号（No.1366）有斐閣 pp.33-41
- 小西砂千夫（2008）『自治体財政健全化法－制度と財政再建のポイント』学陽書房
- 鈴木豊（2008）『自治体の会計・監査・連結経営ハンドブッカー－財政健全化法制の完全解説』中央経済社
- 総務省（2009a）「財政健全化計画の策定等に当たっての留意事項について」（平成21年4月1日付け総財務第109号総務省自治財政局財務調査課長通知）
- 総務省（2009b）「地方公共団体の財政の健全化に関する法律による個別外部監査の実施に係る質疑応答」（平成21年6月5日付け総務省自治財政局財務調査課・同局公営企業課事務連絡「「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による個別外部監査の実施に係る参考資料の送付について」送付資料(1)）
- 日本公認会計士協会（2003）「地方公共団体の外部監査に関する Q&A」（平成15年10月6日公会計委員会研究報告第9号）
- 森田祐司監修・監査法人トーマツパブリックセクターグループ編著（2008）「自治体財政健全化法の監査 審査の実務とポイント」学陽書房

以下の自治体の「個別外部監査結果報告書（平成21年度）」・「平成21年度財政健全化計画書」・「健全化計画の平成21年度実施状況」

歌志内市・江差町・由仁町・浜頓別町・中頓別町・利尻町・洞爺湖町（以上北海道）・大鰐町（青森県）・新庄市（山形県）・双葉町（福島県）・嬭恋村（群馬県）・王滝村（長野県）・泉佐野市（大阪府）・香美町（兵庫県）・御所市・上牧町（以上奈良県）・日野町（鳥取県）・安芸市（高知県）・座間味村・伊平屋村・伊是名村（以上沖縄県）